

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第46号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第47号 町道の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第47号 町道の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、道路及び土地の使用形態の変化により、一級町道3路線の延長変更、その他町道1路線を廃止しようとするものでございます。

これにより、町道は2,212.9m減り、226路線、15万4,853.7mとなります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、町道の変更につきまして、説明を申し上げます。

別表となっております町道路線認定調書の路線変更の1ページをお開きください。

既存町道の変更は、いずれも一級町道で、路線番号が1の尾樽部線と、路線番号14の元山線、路線番号19の永楽町1号線であり、それぞれ路線延長が変更となります。

路線番号14、路線名元山線は、起点の尾樽部交差点から小坂鉦山元山地区のグリーンフィル小坂入口までを廃止し、路線延長が3,864.3mから1,571.7mへ変更したいというものであります。

当初の町道認定からの町道利用者の状況変化、維持管理費等負担の実態との整合性、小坂製錬株式会社の事業安全性の向上を図るため、町道の一部を用途廃止し、事業所へ移管させたいというものであります。

路線番号1、路線名、尾樽部線及び路線番号19、路線名、永楽町1号線は、元山線の一部廃止に伴い、路線延長を変更したいものであります。

次に、廃止路線の1ページをお開きください。

既存町道の廃止は、路線番号108、路線名、寺の沢線であります。

当該路線は、先に述べた一級町道元山線の一部廃止に伴い、起点が町道に接続するもので

はなくなるため、廃止したいというものであります。

以上、町道の変更についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第48号 類似町村の産業振興に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。

事務調査について、提案理由を申し上げます。

調査事項は、水素エネルギーの活用についてです。それと、2番目が、学校の跡地利用に

ついて。

調査の方法は、産業教育常任委員会に付託して行うものとする。

調査の経費は、54万円以内とする。

産業教育常任委員会は、議会の閉会中も本調査を行うことができるものとする。

提案理由、類似町村の産業振興に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたいというものであります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第48号 類似町村の産業振興に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、請願第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて国に意見書の提出を求める請願の報告書を議題といたします。

本件につきましては、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 請願書の報告をさせていただきますが、ちょっと訂正がありますので、お願いいたします。

2番の請願採択の理由の4行目ですが、水田活用の「直接交付金」というのがありますが、

「直接支払交付金」となりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、請願第1号「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて国に意見書の提出を求める請願の報告書。

1、請願の要旨。

水田活用の直接支払交付金の見直しを行わないでいただきたいというものであります。

2、請願採択の理由。

政府は、大豆、ソバ、飼料用作物などの転作で、今後5年間、水田として米を作付しなければ交付金の対象としない方針を決定しました。この交付金があるからこそ農業経営が維持されておりました。大きな役割を果たしてきた水田活用の直接支払交付金の見直しは、農業経営に多大な影響を与えることから、見直しは行わないべきであります。

よって、本請願の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎意見書案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、意見書案第1号 水田活用の直接支払交付金の見直しについての意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの請願第1号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

事務所トイレを男性用と女性用に区別して設けることを今後も崩さないこと及び不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレは維持し、女性の安全・安心という権利法益を守るなどを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

女性が安全・安心に暮らしていけるため、事務所トイレを男性用と女性用に区別することは今後も継続する必要がある、また、不特定多数が使用するトイレでは、女性トイレを維持し、女性の権利法益を守るべき諸方策は国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第でございます。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、意見書案第2号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第1号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決定することに決定いたしました。

これより意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） すみません、最初に訂正をお願いいたします。

2番の陳情「採択の理由」となっておりますが、「不採択」でございますので、「不」を



付け足していただきたいと思います。大変申し訳ありません。しっかり目を通したつもりだったのですが、すみません。

では、陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み、当初の7月20日に固定化することの意見書を国に提出いただきたいというものであります。

2、陳情不採択の理由。

国民の祝日「海の日」は、平成15年以降、7月の第3月曜日となっており、国民に定着されてきており、これを改正するのは国民に混乱を与えるものであります。

よって、当委員会は全会一致で不採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、小坂町議会先例集第104項により、陳情の原案について採決いたします。

この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（目時重雄君） 起立なしであります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

---

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

2023年度政府予算編成において、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合を引上げするよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

学校現場における課題が多様化する中で、子供たちの豊かな学びを実現し、教職員の働き方改革を進めるためには、教職員の定数改善などの施策が最重要課題です。

また、義務教育費国庫負担割合が引き下げられて、自治体も独自の努力をしていますが、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには、財政的な条件整備が不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎意見書案第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、意見書案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第3号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決定することに決定いたしました。

これより意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、陳情第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。  
委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

地方財政の充実・強化のために、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

地方自治体は、極めて多岐にわたる行政需要への対応が求められている中、公的サービスを担う人材不足が深刻化していることや、新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災事業などの新たな課題への対応が困難となっています。

このことから、2023年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

---

#### ◎意見書案第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第5号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎決定第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、決定第6号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付されております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定されました。

---

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第14、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和4年第4回小坂町議会定例会を閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時36分